

監査委員公表第466号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき実施した定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成20年12月26日

大分県監査委員 阿南 馨
 大分県監査委員 姫野 邦子
 大分県監査委員 湊 健児
 大分県監査委員 江藤 清志

監査の概要

1 監査対象期間

前回監査対象期間後から監査実施日の属する月の前々月末までの期間

2 監査対象機関、監査実施日及び監査結果

監査対象機関	監査実施日	監査結果
(福祉保健部)		
西部保健所	平成20年10月15日から 平成20年10月16日まで 平成20年11月11日	生活保護費返還金に係る未収金の取扱いに著しく適正を欠くものが認められたので、適正に処理されたい。
(総務部)		
豊肥振興局大野川上流開発事業事務所	平成20年9月1日から 平成20年9月2日まで 平成20年9月8日	特に指摘する事項を認めなかった。
東部振興局日出水利耕地事務所	平成20年9月10日から 平成20年9月11日まで 平成20年9月19日	特に指摘する事項を認めなかった。
豊肥振興局豊後大野事務所	平成20年9月24日から 平成20年9月25日まで 平成20年10月15日	特に指摘する事項を認めなかった。
(企画振興部)		
東京事務所	平成20年10月2日 平成20年10月3日	特に指摘する事項を認めなかった。
大阪事務所	平成20年10月2日 平成20年10月3日	特に指摘する事項を認めなかった。
(福祉保健部)		
北部保健所	平成20年9月1日から 平成20年9月2日まで 平成20年9月11日	特に指摘する事項を認めなかった。
北部保健所豊後高田保健部	平成20年9月3日 平成20年9月11日	特に指摘する事項を認めなかった。

中津児童相談所	平成 20 年 9 月 3 日 平成 20 年 9 月 11 日	特に指摘する事項を認めなかった。
中部保健所由布保健部	平成 20 年 9 月 4 日 平成 20 年 9 月 17 日	特に指摘する事項を認めなかった。
中部保健所	平成 20 年 9 月 9 日 平成 20 年 9 月 17 日	特に指摘する事項を認めなかった。
東部保健所国東保健部	平成 20 年 9 月 9 日 平成 20 年 9 月 19 日	特に指摘する事項を認めなかった。
東部保健所	平成 20 年 9 月 10 日から 平成 20 年 9 月 11 日まで 平成 20 年 9 月 19 日	特に指摘する事項を認めなかった。
南部保健所	平成 20 年 9 月 11 日 平成 20 年 9 月 17 日	特に指摘する事項を認めなかった。
豊肥保健所	平成 20 年 9 月 17 日から 平成 20 年 9 月 18 日まで 平成 20 年 10 月 15 日	特に指摘する事項を認めなかった。
社会福祉センター	平成 20 年 9 月 17 日 平成 20 年 9 月 26 日	特に指摘する事項を認めなかった。
二豊学園	平成 20 年 9 月 17 日 平成 20 年 10 月 15 日	特に指摘する事項を認めなかった。
精神保健福祉センター	平成 20 年 9 月 19 日 平成 20 年 9 月 26 日	特に指摘する事項を認めなかった。
(生活環境部)		
消費生活・男女共同参画プラザ	平成 20 年 9 月 12 日 平成 20 年 9 月 19 日	特に指摘する事項を認めなかった。
(商工労働部)		
工科短期大学校	平成 20 年 9 月 4 日	特に指摘する事項を認めなかった。
(農林水産部)		
大分家畜保健衛生所	平成 20 年 9 月 18 日 平成 20 年 9 月 26 日	特に指摘する事項を認めなかった。
豊後大野家畜保健衛生所	平成 20 年 9 月 18 日 平成 20 年 10 月 15 日	特に指摘する事項を認めなかった。
宇佐家畜保健衛生所	平成 20 年 10 月 21 日 平成 20 年 11 月 13 日	特に指摘する事項を認めなかった。
農林水産研究センター内水面研究所	平成 20 年 10 月 23 日	特に指摘する事項を認めなかった。
(土木建築部)		
竹田ダム建設事務所	平成 20 年 9 月 3 日 平成 20 年 9 月 8 日	特に指摘する事項を認めなかった。

大分駅周辺総合整備事務所	平成20年9月24日 平成20年9月26日	特に指摘する事項を認めなかった。
(教育委員会)		
竹田教育事務所	平成20年9月1日から 平成20年9月2日まで 平成20年9月8日	特に指摘する事項を認めなかった。
中津教育事務所	平成20年9月3日から 平成20年9月4日まで 平成20年9月11日	特に指摘する事項を認めなかった。
別府教育事務所	平成20年9月9日から 平成20年9月10日まで 平成20年9月19日	特に指摘する事項を認めなかった。
佐伯教育事務所	平成20年9月9日から 平成20年9月10日まで 平成20年9月17日	特に指摘する事項を認めなかった。
日田三隈高等学校	平成20年9月30日	特に指摘する事項を認めなかった。
玖珠農業高等学校	平成20年10月1日 平成20年11月6日	特に指摘する事項を認めなかった。
日田高校	平成20年10月2日	特に指摘する事項を認めなかった。
宇佐産業科学高等学校	平成20年10月7日 平成20年10月27日	特に指摘する事項を認めなかった。
宇佐高等学校	平成20年10月7日 平成20年10月27日	特に指摘する事項を認めなかった。
宇佐養護学校	平成20年10月8日 平成20年10月27日	特に指摘する事項を認めなかった。
安心院高等学校	平成20年10月8日 平成20年10月27日	特に指摘する事項を認めなかった。
森高等学校	平成20年10月9日 平成20年11月6日	特に指摘する事項を認めなかった。

3 是正改善を要するその他の事項

監査の結果として、是正又は改善を要するものとして、次の事項等について関係機関を指導した。

- ・ 調定金額の誤り、調定の遅延等調定事務が適切でないもの
- ・ 現金の管理等、現金出納事務が適切でないもの
- ・ 旅費支給額の算定誤り等支給事務が適切でないもの
- ・ 前渡資金等の処理が適切でないもの

- ・ 支出事務に関し適切でないもの
- ・ 設計積算、契約時期、契約内容、履行確認等の契約事務が適切でないもの
- ・ 県有財産及び物品の管理が適切でないもの
- ・ 財産取得の事務手続きが適切でないもの
- ・ 公用車の事故等による損害が発生しているもの